

職員の執務環境の分散等について

1 実施目的

国から、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に関する取組が示され、本市においても、市民の生命と健康を守るために必要な業務を継続していくため、市民サービスの低下を招かないよう業務執行体制を確保したうえで、執務場所の分散、職員の接触機会の削減に向けた取組を実施しています。

今後におきましても期間を延長し、引き続き本取組を実施するものです。

2 実施方法

(1) 密集した執務環境の分散化

① 地区行政センター会議室等の活用

職員の分散化や接触機会の削減のため、休止している地区行政センターの会議室等を活用し、職員の執務場所とします。

② 本庁舎会議室等の活用

本庁舎会議室等を活用し、住基情報等を使用する一部職員の執務場所とします。

③ 公共施設、事務所等について

本庁舎以外の公共施設、事務所についても、施設内の会議室等を活用し、一部職員の執務場所とします。

(2) 接触機会、外出機会の削減

① 時差出勤、在宅勤務

公共交通機関を利用して通勤している職員の接触機会、外出機会を削減するため、状況に応じて時差出勤及び在宅勤務とします。

3 実施期間

当面5月7日（木）から5月31日（日）までとします。

4 対象

全職員（再任用職員及び会計年度職員を含む）

担当者 職員課長 須田 隆行
連絡先 TEL 042-973-2111
内線 330